

# 建設人材通信



## 年頭所感

### 新たな会員サポート体制の強化に邁進

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会  
会長 上田 禎昭

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、会員の皆様には気持ちも新たに今年の抱負を描かれていることと存じます。

さて、約3年前から続く新型コロナウイルスの感染状況は、今現在においても完全には終息しておらず、感染者の増加と一時的な減少の波を昨年も幾度となく繰り返して来ました。私たちの日常生活においては国レベルや都道府県レベルの制約は少なからず軽減されては来ましたが、多くの人が集まる場所では種々の感染防止策が引き続き行われています。また国は、この冬の対応についてオーストラリアなどの状況を参考にインフルエンザとの同時流行を想定し、その感染動向を注視し対策を講じて行くとしています。

一方昨年は近年まれにみる程の円安が進み、エネルギー価格を始め、その原材料を輸入に頼っている多くの食料品や工業製品においては原価の値上がりによる諸物価の高騰など、国内経済の健全な成長ではなく、外的要因による物価高騰という非常に歪な経済状況となっています。現在の我が国の金利は超低金利であり、金融政策には限界があるなど先行きの不透明感が漂っています。

このような状況は我々建設業界においても大きな影響を及ぼすこととなり、特に中小事業者、下請事業者の資金繰りに厳しさが増すことが大きく懸念され、政府は昨年10月28日に閣議決定された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、中小企業の相対的な賃上げ実現に向け、中小企業が価格転嫁しやすい環境の整備を掲げました。また、昨年7月29日には下請中小企業振興法が改正され、「下請代金の支払いはできる限り現金払いに切り替えること。約束手形のサイトについて60日以内とするよう努めるとともに、約束手形はできる限り利用しないよう努める」などの新たな事項が定められました。

さて全中連では昨年4月より会員の皆様が特定技能外国人の受け入れを行う際の支援を目的に、外国人技能者支援事業を新たに開始しました。

私たち建設業界においては長年に渡り若年入職者の減少や、それに伴う技能者の高齢化等の人的懸案を抱えていますが、現場における技能者の不足を補うために平成30年12月の出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の公布により、建設業をはじめ14業態において新しい在留資格である「特定技能」が設けられました。

特定技能外国人を受け入れる企業は、出入国管理庁からの在留資格取得の前に、受入計画を作成し国土交通省の認定を受ける必要がありますが、この制度の創設により技能実習2号等の終了後もそれぞれの実習生は引き続き5年間企業に在籍し働くことが可能となりました。またこれまで建設分野は19の業務区分に分けられ制度が運用されて来ましたが、昨年の夏より「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分に統合されるなど現在ではその業務内容に大きな幅が持たれるようになっていきます。

技能実習生はその立場上、従事する作業も限られたものでしたが、特定技能は正式な労働力の受入れ・雇用となりますので、受入企業の責任は以前にも増して大きくなって来ております。全中連では受入企業となっている会員へのサポート体制の充実を図っていく考えであります。

他にも安全衛生分野に関しては、新たに石綿作業従事者特別講習の独自開催の体制を整えました。これにより会員団体単位で地元での講習開催が可能となりましたので、傘下企業様への積極的なご周知をお願い致します。

また今年の10月1日からはインボイス制度が始まります。同制度につきましては、これまでも全中連ニュースにおいて度々触れてきましたが、これまで消費税を免除されていた免税事業者の方は、これまで通り免税事業者を継続するのか又は課税事業者を選択するのかを確認しておく必要があります。

上記の他にも建設キャリアアップシステムの代理登録申請をはじめ種々の事業を通し会員サポート体制の一層の充実を図ってゆく所存であります。

本年も業界の更なる発展と、会員の皆様のご健勝を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

# CCUS処遇改善推進協議会 全中連加入承認される

第2回建設キャリアアップシステム(CCUS)処遇改善推進協議会(事務局担当：国土交通省不動産・建設経済局)が10月6日(木)、TKP 新橋カンファレンスセンターで開催され、令和4年度の公共事業労務費調査や今後の重点課題等について意見交換が行われました。

この協議会は、国土交通省と厚生労働省、学識経験者並びに建設業団体等106団体から構成され、CCUSの活用を通じて社会保険加入の徹底、労務費と法定福利費の確保をはじめとした技能者の処遇改善を推進するための組織で、全国中小建設工事業団体連合会(全中連)は新規加入団体として承認を得て出席しました。

議事ではCCUSの現状が報告された後、現場での利用促進と技能者の処遇改善に向けた取り組みについて協議が行われました。また、特定技能に関する制度改正や持続的な建設業に向けた環境整備検討会と適正工期の確保等について説明が行われました。

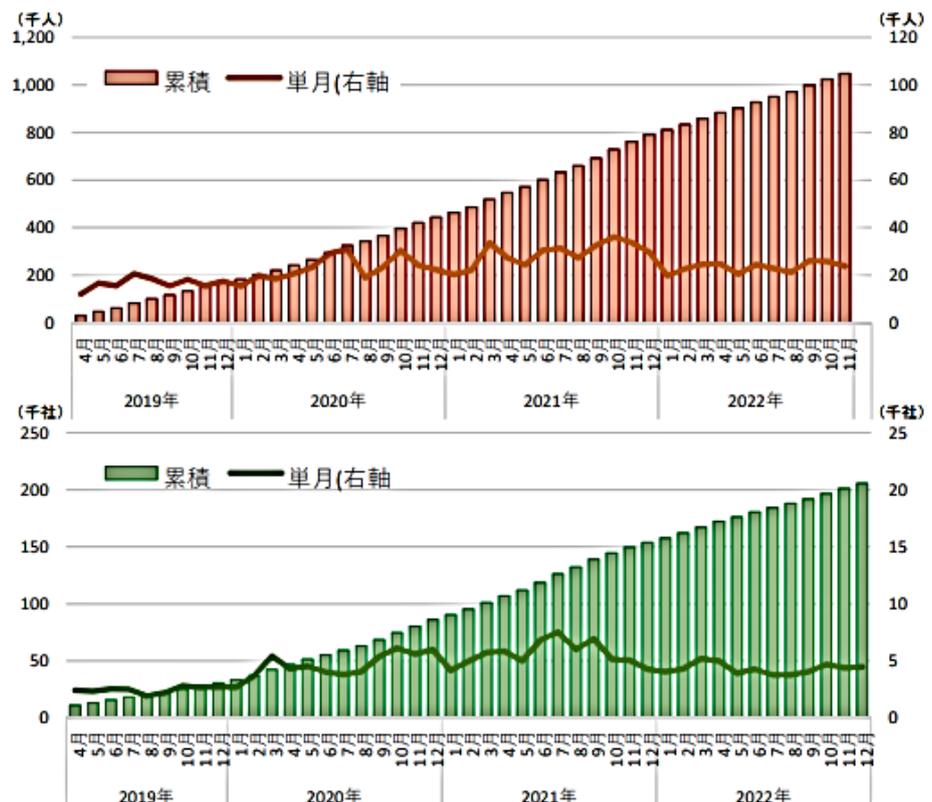
協議会では、能力評価制度の拡充と見える化評価の積極的な活用や、一人親方対策等を進めることで建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と公平で健全な競争環境の整備を推進して行きたいとしています。

## 建設キャリアアップシステム 運営状況

令和4年12月31日に発表された最新データによると、建設キャリアアップシステムの登録事業者は20万5,502件(うち一人親方は6万5,383件)、登録技能者は107万1,634人が登録されています。2019年4月の運用開始以来、約3年半で登録技能者が100万人を突破しました。これは、全建設技能者の3人に1人が利用する水準に至ったこととなります。

建設業の技能者の約3分の1は55歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行しています。このような中、建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっています。

国交省では、システムが業界共通の制度インフラとなることで重層下請けの問題、労務単価を下請け業者まで行き渡らせる問題など、建設業が長年抱えてきたさまざまな課題解決に活用されることを期待しています。また、令和4年8月に設置した持続可能な建設業に向けた環境整備検討会において引き続きシステムの発展的な活用の可能性を検討したいとしています。



# 12月度承認 39社が賛助会員として入会されました

## 賛助会員入会状況

12月31日現在

都道府県名	会員数	都道府県名	会員数	都道府県名	会員数
北海道	3	富山県	8	岡山県	33
青森県	1	石川県	12	広島県	12
秋田県	0	福井県	1	山口県	7
岩手県	1	長野県	6	香川県	1
山形県	0	静岡県	2	徳島県	3
宮城県	3	愛知県	7	愛媛県	2
福島県	2	岐阜県	8	高知県	1
栃木県	6	三重県	1	福岡県	18
群馬県	5	滋賀県	0	佐賀県	1
茨城県	4	京都府	1	長崎県	1
埼玉県	7	大阪府	25	大分県	6
千葉県	8	奈良県	6	熊本県	4
東京都	13	和歌山県	0	宮崎県	4
神奈川県	11	兵庫県	10	鹿児島県	0
山梨県	1	鳥取県	0	沖縄県	8
新潟県	8	島根県	0	合計	261

当機構は、外国人技能者支援事業を開始して9か月がたちました。12月度の承認は39社で12月末現在の会員数は261社となりました。

当機構では、受入企業である会員へのサポートを推進していきたいと考えています。



Q 1号特定技能外国人受入後の支援である「相談・苦情への対応」とは具体的にどのようなことを行えば良いのでしょうか？

A 法務省が定める支援運用要領によると、以下の支援が必要とされています。

○義務的支援

- ① 1号特定技能外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく適切に応じるとともに、相談等の内容に応じて当該外国人への必要な助言、指導を行う必要があります。
- ② 特定技能所属機関等は、必要に応じ、相談等内容に対応する適切な機関（地方出入国在留管理局、労働基準監督署等）を案内し、当該外国人に同行して必要な手続の補助を行わなければなりません。
- ③ 相談及び苦情への対応は、1号特定技能外国人が十分に理解することができる言語により実施することが求められます。

○任意的支援

- ① 相談・苦情の内容により、1号特定技能外国人が直接必要な手続を行いやすくするため、相談窓口の情報を一覧にするなどして、あらかじめ手渡しておくことが望まれます。
- ② 相談・苦情は、特定技能所属機関等の事務所に相談窓口を設けたり、相談・苦情専用の電話番号やメールアドレスを設置したりすることにより実施することが望まれます。
- ③ 1号特定技能外国人が仕事又は通勤によるけが、病気となり、又は死亡した等の場合に、その家族等に対して労災保険制度の周知及び必要な手続の補助を行うことが望まれます。

Q 1号特定技能外国人受入後の支援である「日本人との交流促進に係る支援」とは具体的にどのようなことを行えば良いのでしょうか？

A 法務省が定める支援運用要領によると、以下の支援が必要とされています。

○義務的支援

- ① 1号特定技能外国人と日本人との交流の促進に係る支援は、必要に応じ、地方公共団体やボランティア団体等が主催する地域住民との交流の場に関する情報の提供や地域の自治会等の案内を行い、各行事等への参加の手続の補助を行うほか、必要に応じて当該外国人に同行して各行事の注意事項や実施方法を説明するなどの補助を行わなければなりません。
- ② 特定技能所属機関等は、必要に応じ、相談等内容に対応する適切な機関（地方出入国在留管理局、労働基準監督署等）を案内し、当該外国人に同行して必要な手続の補助を行わなければなりません。

○任意的支援

- ① 1号特定技能外国人が各行事への参加を希望する場合は、業務に支障を来さない範囲で、実際に行事に参加できるよう、有給休暇の付与や勤務時間について配慮することが望まれます。
- ② 特定技能所属機関等は、必要に応じ、相談等内容に対応する適切な機関（地方出入国在留管理局、労働基準監督署等）を案内し、当該外国人に同行して必要な手続の補助を行わなければなりません。